

✦ その他

■ 目的別分類（もくてきべつぶんるい）

予算の款・項の区分を基準として、町の経費を行政の目的（議会費、総務費など）によって分類するものです。

■ 性質別分類（せいしつべつぶんるい）

予算の節の区分を基準とし、町の経費を性質（人件費、物件費など）によって分類するものです。

■ 経常的経費（けいじょうてきけいひ）

年々持続して固定的に支出される経費です。

■ 臨時的経費（りんじてきけいひ）

突発的・一時的な行政需要に対する経費です。

■ 義務的経費（ぎむてきけいひ）

その支出が義務づけられ、削減が極めて困難な経費で、人件費、扶助費、公債費がこれにあたります。

■ 投資的経費（とうしてきけいひ）

支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費です。普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費がこれにあたります。

■ その他の経費（そのたのけいひ）

義務的経費及び投資的経費以外の経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金、貸付金等がこれにあたります。

■ 消費的経費（しょうひてきけいひ）

支出の効果が単年度、極めて短期間で終わるもので、投資的経費以外の経費を言います。

■ 財政（ざいせい）

国や地方公共団体（都道府県や市町村など）が一定の予算に基づいて行う経済活動のことを言います。

国が行うものを国家財政、地方公共団体が行うものを地方財政と言います。

■ 一般財源（いっばんざいげん）

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。

地方税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などが該当します。

■ 特定財源（とくていざいげん）

財源の使途が特定されている財源です。

特定財源に分類されるものとしては、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、寄附金のうち使途が指定されているもの、町債などが該当します。

■ 自主財源（じしゅざいげん）

地方自治体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金等がこれに該当します。

■ 依存財源（いぞんざいげん）

国の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。

■ 補助事業（ほじょじぎょう）

町が国から負担金、または補助金を受けて行う事業です。

■ 単独事業（たんどくじぎょう）

町が国の補助などを受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。

■ 義務的経費（ぎむてきけいひ）

性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費です。一般には人件費、扶助費及び公債費を指します。人件費は経常的に支出を予定せざるを得ず、扶助費は生活扶助をはじめ法令等の規定によって支出が義務づけられており、また、公債費は負債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費です。

義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れがあるので、その内容、動向に注意する必要があります。

■ 投資的経費（とうしてきけいひ）

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など、経費の支出の効果が、社会資本の整備（施設等のストックとして後年度に及ぶ性質の経費）に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費等から構成されています。

■ 臨時財政対策債（りんじざいせいたいさくさい）

臨時財政対策債は、いわゆる「赤字地方債」のひとつで、この臨時財政対策債は地方交付税特別会計の借入金による地方財源不足の補てん方式をやめて、地方公共団体が直接借入れを行う方式に切り替えるために、平成13年度から発行されています。

また、この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度、地方交付税に算入されることになっており、その扱いも通常の地方債と異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。起債可能額については、地方交付税において基準財政需要額を基本に算定されます。

■ 繰上償還（くりあげしょうかん）

償還期限を繰り上げて地方債の一部または全部について償還することをいいます。

■ ラスパイレス指数（らすばいれすしすう）

地方公務員（一般行政職）と国家公務員（行政職俸給表（一））の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し算出したもので、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を示したものです。

なお、職員数の少ない団体では職員構成や経験年数階層の変動が大きく影響してくることもあります。

■ 会計年度独立の原則（かいけいねんどどくりつのげんそく）

「各会計年度における歳出（支出）には、その年度の歳入（収入）を充てなければならない」という会計に関する原則をいいます。

具体的にいうと、原則として「当年度に支出する経費の財源は、当年度の収入から支出しなければならない」ということです。翌年度に見込まれる収入を当年度の経費に充てたり、前年度に収入済の財源を確保しておいて当年度の経費に充てることはできません。このことは、地方自治法に定められています。

■ 前年度繰上充用金（ぜんねんどくりあげじゅうようきん）

会計年度経過後、その会計年度の歳入が歳出に対して不足する場合に、翌年度の歳入を繰り上げて、その年度に充てるものをいいます。

■ 類似団体（るいじだんたい）

全国の市町村を「人口」と「産業構造（産業別就業人口の比率）」によって、市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村を指します。

各地方公共団体が、類似団体における財政の実態を身近な尺度として利用し、財政の健全性確保に向けて検討するのに有効であるとされています。